

令和元年度 第2回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：令和2年2月19日（水） 14：00～14：50

場 所：富山市役所東館8階 802会議室

出席者：野尻 昭一 委員、宮田 徹 委員、森永 達也 委員、
吉本 博昭 委員、石田 陽一 委員、藤崎 キヨミ 委員、
本多 哲三 委員、大西 貞夫 委員、野口 雅司 委員、
井波 博典 委員、土居 恵利子 委員、金子 かつよ 委員、
澤田 和秀 委員

欠席者：竹邦子 委員、大井 きみよ 委員、松倉 雪美 委員、
富田 光國 委員、中田 隆志 委員、山村 俊博 委員、
吉山 泉 委員、

事務局：酒井 福祉保健部長、高野 福祉保健部次長、中島 福祉保健部次長、
沼崎 障害福祉課長、太田 保健所保健予防課保健係長、桑名 障害福祉課長代理、
高道 障害福祉課副主幹、大浦 障害福祉課副主幹（企画係長）、
佐藤 障害福祉課副主幹（自立支援係長）、唐木 障害福祉課医療係長、
浅島 障害福祉係長

市委託相談支援事業所：

自立生活支援センター富山、富山市恵光学園、セーナー苑 We ネット、
ゆりの木の里相談支援事業所、あすなろセンター、フィールドランダー、
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

議題：

- 1 富山市障害者計画、障害福祉・障害児福祉計画（案）の策定について
- 2 富山県ゆずりあいパーキング利用証制度について
- 3 地域共生社会推進モデル事業について
- 4 専門支援ワーキングの活動状況等の報告について
- 5 その他

（会議資料）

- 1 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 座席表
- 3 関係資料

議事概要：

- 1 開会
- 2 議事

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第1回富山市障害者自立支援協議会を開会いたします。

まず、配布資料の確認をお願いします。

本日配布の資料として、1会議次第、2出席者名簿、3座席表、4議事関係資料です。事前に送付させていただいた資料をお持ちでない方や本日配布した資料に不備があつた方はお知らせください。

本日ご出席いただいている委員の皆様の紹介につきましては、名簿をもって変えさせていただきます。本日は、中田委員、松倉委員、竹委員、吉山委員、大井委員、富田委員、山村委員が都合により欠席されております。

それでは議事に移ります。

議事の進行は、設置要綱の規定によりまして、会長が議長となりますので、恐れ入りますが、野尻会長、よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは議題に入らせていただきます。

今年度第2回目の富山市障害者自立支援協議会でございます。今回の会議は、富山市障害者計画、富山市障害福祉・障害児福祉計画（案）の策定について、富山県ゆずりあいパーキング利用証制度について、地域共生社会推進モデル事業、専門支援ワーキングの活動状況等の報告、その他について事務局から説明し、協議する場としたいと思います。

本日はたくさんの議題がございますので、質疑につきましては、議題1から2の説明の後と、議題3から5の説明の後に行うという進め方をしたいと思います。

それでは、議題1から2まで事務局から説明してください。

(事務局)

富山市障害者計画、障害福祉・障害児福祉計画（案）の策定について

富山県ゆずりあいパーキング利用証制度について

(会長)

ただいま議題1から2まで説明がありましたが、委員の皆様からのご質問、ご意見はござりますか。

(委員)

この利用証と区画に表示するマークを使用する場合は市の方から頂かなくてはいけないのか？

また、車椅子使用者用のマークは一般的に出回っていると思います。その取扱いについてどうなりますか？

(事務局)

富山県ゆずりあいパーキング利用証制度については県の方で導入されたものになります。区画の表示マークにおいても県へ申請していただくものとなっています。また県の方で利用証を今後配布する予定となっております。

(委員)

それでは新たに申請をしなくてはいけないのでしょうか?これまで買ってきて車に貼っていたがこれからはそうではないということでしょうか?

(事務局)

この制度は4月1日より始まりますので、順次この利用証に順次統一していきたいと県は考えています。

(委員)

この申請は県のどこが窓口になりますか?

(事務局)

利用証の申請書は市の行政サービスセンターでも受付けを行っています。県については厚生企画課となります。

(委員)

2つ質問します。まず1つ目は今まで大型ショッピングモールや病院にも表示がありますが、新たに表示を追加するものなのか?2つ目は県を跨いでの利用が可となるのかお聞きします。

(事務局)

まず、この経緯からご説明いたします。パーキングパーミット制度については、日本全国ほぼ県単位で行っております。数年前に富山市の方で市内のいくつかのショッピングセンターで市が補助金を出して整備を行っていますが、ただこういう制度につきましては市町村単位ではなく、県単位で、広域でやらないと意味がなく、障害者だけの利用について各自治体で行っているところもありますが、例えば障害者手帳を見せれば利用できるような制度をもっている自治体であれば富山の人でも大丈夫だと思います。この制度自体は富山県の制度であり、利用者証については県民が使うものですから発行元が富山県ですけれども住民の利便性を考慮して申請受付については市町村経由で県の方に提出します。1月から市町村の窓口で受付をして、申請書を県の方にお渡しをして県の方から郵送されてくると思います。県の方にも直接申請できますが、その場合は返信用の郵便料等をいれてくれというふうになっています。市町村窓口であれば無料です。あと、区画に表示するマークについてはこれまで大きなショッピングモールなどにも整備されておりました。そこを新たに直されるかは各事業所のご判断になりますが、基本的に県の方から整備の費用が出されると思います。目的はその場所に一般車両が止まっているだとか、先ほど言われたホームセンターなどで売っている車椅子マークなどは誰でも使用することができるので、統一的なマークを使って真に必要な人に使用していただくということが今回、県が導入された経緯であります。例えば車椅子などは概ね利用期限はないですが、傷病者ですか妊婦についてはこの利用証の期限を切つ

て使うということで利用者を制限している、どちらかというと適正利用を行うために導入された制度であります。類似の制度が各都道府県単位にあり、それぞれ統一の様式ではないと思われますが、おそらく富山のマークで隣の石川県や福井県で使用されていても苦情はないと思いますが、全国統一したものではなく、都道府県単位の制度ということです。

(委員)

マークについて施設でもやり直ししないといけないのでしょうか？介護施設などほとんどの施設であると思いますが？

(事務局)

強制ではないと思います。これが浸透すれば利用者証は個人の方が使用されるのでこのマークをつけた車が県の提示したマークにしか停めれないわけではなく、すでにある専用スペースで新たに更新されなくとも、こういうスペースだとお互いに認知できますので、必ずしも施設側がマークをつけなければならないわけではないですが、つけてもらいたいと県の方からはお願いされていますし、もしつけるとなれば県の方から費用助成があると思います。こちらの区画マークについては県の方にお尋ねいただければと思います。必ずしも表示を変えなければならないという義務ではないということです。

(委員)

質問ではありませんが、これは県の、公安委員会が出している肢体障害者に対する駐車禁止区域除外の手続きは今まで通り申請しなければならないということでいいのでしょうか？

(事務局)

今まで通りです。

(会長)

他に質問がなければ、議題3から5までの活動状況等の報告について、事務局及び各ワーキングから説明してください。

地域共生社会推進モデル事業について事務局で説明

専門支援ワーキングの活動状況等の報告について各ワーキングで説明

その他について事務局で説明

(会長)

たくさん説明いただきましたが、ただいま事務局及び各ワーキングから説明がありましたが、委員の皆様からのご質問、ご意見はございますか。

(委 員)

オリンピックが久しぶりに日本にやってくると思いますが、環水公園でセレモニーがあると思いますが、せっかく富山で火を集めましたら、障害者の方にも入れるスペースがあればと思いますが、ご検討をお願いします。

(事務局)

県の方よりどのような形でやるのか聞いていないので、障害者の方も活躍できる場もできるよう県の担当課に伝えてまいります。

(会 長)

その他、いかかでしょうか？

(委 員)

精神障害者の地域移行や地域定着など非常に大事な事ですが、入院や施設にいる方々で今すぐに困ることではないです。しかし親が高齢化して亡くなつていかかる、「親なき後」ということが精神障害者や知的障害者の今後益々の問題になってきます。私自身がそういう問題を受ける訳ですけれど、保健所が基本、色々なネットワークを持っておられると思いますが、保健所で出来るマンパワーというのはある程度限られています。そういったことも見据えそろそろ考え、検討しておかないといけないと思います。国が言っている地域移行・地域定着もよくわかりますが、今すぐ困ることではないので、すぐ困るところに目を向けていただきたいと思います。

(会 長)

今の件は要望ということでよろしいでしょうか？

(委 員)

そうです。

(委 員)

先ほどの子ども発達支援ワーキングで、児童相談所がメンバーの一員であるということは必須ではないかと思います。私が以前児相にいた時には、障害など関係なく虐待や擁護にかける状態であれば児相の仕事だったが、十数年前に障害者自立支援法や障害者総合支援法ができるとどうも障害については市町村に権限が降りたという雰囲気に児相がなっています。

一つ質問ですが、療育手帳などを持っているお子様を対象に親の虐待や親が入院して泊るところがない場合は富山市として例えば黒部学園や砺波学園などに障害福祉課長が一時保護委託という業務が直接出来るのか、児童相談所を絡ませないといけないのかお聞きします。

(事務局)

ご質問の中の障害児の虐待については児童福祉法が優先になっており、障害福祉課として平行して児相や各関係機関にあたつたとしても最終的には児童の一時保護については児相になってくるというのが現状でございます。

(委員)

黒部学園に居たころ、いわゆる措置ということは47都道府県がやるべきことだが、児相はやりたがらない、ただそれは認識の問題なのか法的問題なのかわかりませんが、児相サイドしか措置（という手段が）できない状態であります。富山県の場合、措置は多いと思います。やはり児相に対してすぐにシグナルを出さないと虐待とは扱われず、一般の契約で入所利用となる可能性があるため、（虐待の認識がなく）危険かなと思います。

(会長)

そのほか、いかかでしょうか。（なし）

それでは以上で本日の議題はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

野尻会長、ありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、福祉保健部長、酒井敏行（さかい としゆき）よりご挨拶申し上げます。

(部長)

最後になりましたが、福祉保健部長の酒井敏行でございます。本来なら会議冒頭でございさつすべきところでしたが、委員の皆様の任期が2年であり、本日の会合がとりあえず区切りということをお聞きしましたので最後にあいさつしてほしいといわれました。これまでに様々なご意見を提供いただき、本当にありがとうございました。特にこういった障害者・障害児を取り巻く問題というのは年々難しくなってきていますし、私はこの職に就いて2年になりますが、以前と比べますと障害の範囲も広くなってきており、社会の対応も難しくなっています。加えて医療的ケア児の問題も出てきますし、高齢化の進展に伴い「親なき後」などの問題は非常にクローズアップされてきております。障害児だけではなく、引きこもりなど様々な分野でこれから大きな問題となっていくわけで、一律国や自治体がどうということではなく、社会で考えていくべきことだろうと、ですがなかなか難しいことだと思います。これまでにも課題を沢山いただきましたので来年度以降につきましては富山市の中で地域にあった解決策というものがどういうものが考えられるか、どうすればいいのかというステップをあげていく必要があると感じられた次第でございます。いずれにいたしましてもこれまで引き続きそれぞれの分野で活かしていきたいと思いますので、今後とも富山市の福祉行政にご協力をいただければとお願い申し上げまして締めのご挨拶とさせていただきます。これまでどうもありがとうございました。

(事務局)

本日はお忙しい中、各委員におかれましてはご出席をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。

なお、引き続き3時15分より、令和元年度第1回富山市障害者差別解消支援協議会を開催いたします。この協議会は、ご案内いたしておりましたとおり傍聴可能な会議でございますので、お時間が大丈夫な方には是非傍聴いただければと思っております。